

令和6年度神奈川県食品衛生監視指導計画（案）に対する提出意見及び意見に対する県の考え方

1 意見募集期間

令和6年2月14日～令和6年3月5日

2 提出された意見の概要

(1)意見提出者数 1団体・1個人

(2)意見項目総数 4件

(3)意見の内訳

| 区 分 | 延べ件数 |
|--------------------|------|
| 重点監視指導事業について | 2件 |
| 立入検査及び収去検査について | 1件 |
| 県民との意見交換及び情報提供について | 1件 |
| 合 計 | 4件 |

(4)意見の反映状況

| 区 分 | 延べ件数 |
|---|------|
| 新たな計画に反映しました。 | 1件 |
| 新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。 | 3件 |
| 合 計 | 4件 |

令和6年3月

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

令和6年度神奈川県食品衛生監視指導計画（案）に対する意見とそれに対する考え方

反映区分（A：新たな計画に反映しました。 B：新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。 C：今後の取組みの参考とします。 D：反映できません。 E：その他（感想・質問等））

| 整理番号 | 意見区分 | | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|----------------|--------------------|---|------|---|
| 1 | 重点監視事業 | 1 食中毒予防対策 | 新型コロナウイルス感染症の5類移行後、県内でも各種イベントが増え、そこでの飲食の提供、販売も増加しました。本年度は「糸引きマフィン」の問題が報道されていましたが、実際にイベント会場などで要冷蔵のものが保冷されずに並べられていたり、屋外では直射日光が当たっている場合もあります。事業者だけでなく、地域団体や個人の販売者を含め、啓発や監視指導を強化していただきたいです。 | B | 御意見を参考に、取扱い内容に応じた食中毒予防のポイント等について、「神奈川県臨時出店等における食品の取扱いに関する指導指針」等に基づき、引き続き指導を行ってまいります。 |
| 2 | 重点監視事業 | 3 輸入食品衛生対策 | 輸入食品衛生対策についてですが、輸入食品に対する検査や監視がとてゆるいように感じます。輸入食品に対しては難しい部分も多いかと思いますが、実行性のあるより具体的な監視指導計画が必要と考えます。 | B | 輸入食品については、違反事例が生じやすい食品を中心に、流通する輸入食品の表示等の確認及び検査を効率的に実施し、安全性の確保に努めてまいります。また、国機関である横浜検疫所、東京検疫所川崎検疫所支所及び保健所設置市との情報共有を引き続き行ってまいります。 |
| 3 | 立入検査及び収去検査 | 2 食品等の収去検査等 | 別表5のタイトルは「収去検査実施計画」だが、本文中では「収去検査等実施計画」としている。 | A | 「収去検査実施計画」に文言を統一します。 |
| 4 | 県民との意見交換及び情報提供 | 4 県民への情報提供と意見交換の実施 | 「かながわ食の安全・安心キャラバン」を実施して、情報共有や相互理解を図るだけではなく、県民の声を「神奈川県の食の安全安心に関する計画」や県政に反映する機会としてほしいと思います。また、「かながわ食の安全・安心キャラバン」に多くの方が関心をもって参加できるような工夫をお願いします。 | B | 「かながわ食の安全・安心キャラバン」は、県民の皆さんや食品関連事業者の皆さんとの相互理解を図るとともに、ご意見をいただく貴重な機会として捉え、引き続き実施してまいります。また、各種講座に多くの方がご参加いただけるよう、ホームページやSNS等を利用した積極的な広報に努めてまいります。 |